

第4次笠松町男女共同参画プラン

～男女がともに参画し、
個性と能力が発揮できるまちづくり～

令和6年3月
岐阜県笠松町

目 次

第1章	プラン策定にあたって	1
1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの性格	2
3	プランの期間	2
第2章	プランの基本的な考え方	3
1	基本理念	3
2	プランの体系	5
3	プラン施策の体系	8
第3章	プランの内容	9
I	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	9
1	男女平等・男女共同参画の意識づくり	9
2	生涯にわたる男女平等教育・学習の推進	12
3	国際的な協調と貢献	14
II	だれもが参画しやすい社会のしくみづくり	15
	【女性活躍推進計画】	
1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	15
2	ライフ・ワーク・バランスの推進	17
3	男女がともに活躍できる地域社会の推進	20
4	性別に偏らない労働環境の整備	21
III	だれもが安心・安全に暮らせる環境づくり	24
1	男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備	24
	【笠松町DV防止対策基本計画】	
2	人権が尊重される環境の整備	30
3	だれもが心身ともに健康でいられる環境の整備	32
4	だれもが安心・安全に暮らせる環境の整備	33
第4章	プラン推進について	36
1	推進体制	36
2	プラン推進のための「家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ」	37
付属資料		
1	男女共同参画社会基本法	38
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	43
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	55
4	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	71

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

戦後の日本は、経済的復興を目指し、好景気、終身雇用という前提のもと、「男は外で働き、女は家を守るもの」という、性別により男女の役割を固定的にとらえた意識、慣行が国民全体に浸透していたと言えます。

男性も女性も性別にとらわれることなく、自らの意思によってあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が、2015年（平成27年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、2023年（令和5年）には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されるなど、男女共同参画の促進が図られています。

本町では平成21年度より「笠松町男女共同参画プラン」を策定し、以降二度にわたりプランを策定し、男女共同参画社会実現に向けて施策を推進してきました。

しかしながら、長年にわたり人々のなかに形成された根強い固定的な性別役割分担意識は以前に比べ減少しているものの、自身の経験や価値観からの無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しているなど、女性も男性も問題意識を持ちながらも、具体的な行動変容に至っていないことなどの課題もあります。

このような状況を踏まえ、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、施策等を整理しプランの改定を行いました。

本プランでは、引き続き笠松町第6次総合計画における「人権尊重社会の推進」を基本に据え、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」をめざして施策を展開していきます。

2 プランの性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づき、「笠松町第6次総合計画」との整合性を持つものです。
- (2) 「基本目標Ⅱ だれもが参画しやすい社会のしくみづくり」は、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画を包含するものとし、その部分を「笠松町女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (3) 「基本目標Ⅲ 基本方針1 男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備」は、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定める市町村基本計画を包含するものとし、その部分を「笠松町DV防止対策基本計画」として位置づけます。
- (4) 岐阜県が令和4年に行った男女共同参画に関する県民意識調査の結果を反映させ、地域の特性に応じた施策の方針を明らかにしたものです。
- (5) 本町における男女共同参画社会の実現を図るために、町、住民、企業、団体との連携を図りながら、相互の理解と協力のもと、推進していくものです。

3 プランの期間

2024年度（令和6年度）～2028年度（令和10年度）までの5年間とします。
ただし、期間内であっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画を見直します。

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。

一方、社会経済情勢の急速な変化や人口減少・少子高齢化が進行してきています。これらに対応していくために、男女が、互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急で重要な課題となっています。

このため、男女共同参画社会についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画社会基本法が制定されました。

男女共同参画社会基本法では、次の5つの基本理念を定めています。

《男女共同参画社会基本法の基本理念》

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策などの立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

本町において、男女共同参画を実現するため、国の5つの基本理念や上位計画に基づき、次の基本理念を設定します。

「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」

これは、個人の人権が尊重され、性別にかかわらず男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、誰もがその個性と能力を発揮し、男女共同参画社会の実現に向け、豊かで充実した人生を送ることのできる社会を目指すものです。

この基本的な考え方は、「日本国憲法」「男女共同参画社会基本法」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づいたものであり、基本的な視点としては次のようになります。

1. 男女の人権の尊重
2. 性別による固定的役割分担意識の解消
3. 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進
4. 家庭生活と地域活動・職業生活などとの両立
5. 国際的協調

2 プランの体系

男女の平等意識は高まりつつありますが、依然として古くからの慣習による固定的な性別役割分担意識が根底にある、政策・方針決定過程や働く場における女性の活躍が進んでいない等のジェンダー・ギャップ（男女の性差によって生じる格差）があります。このことから「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」を実現するにあたり、あらゆる場において男女平等意識を啓発していくことと、幼少期からの男女平等教育が必要です。

また、働く女性が多い状況である上に、女性にとって家事・育児・介護などの負担が重い傾向にあることから、女性が職場や地域で活動をするなどの社会的な参画が消極的になっています。

男女ともに仕事、家庭生活、地域や個人の生活を両立させ活躍するには、男女が平等に働きやすい環境づくりや、男性も積極的に家事・育児・介護に参画するなどワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が重要であり、多様な生き方を支援するためには、育児・介護サービスの充実が不可欠です。

さらに、男女がともに参画していくには、個性と能力が重んじられる必要があります、このことは男女共同参画社会実現の基本理念そのものでもあります。男女が互いに一人の人間として多様な生き方を認め合える社会、男女が平等に個人として尊重されるまちづくりが必要です。

このようなことから、3つの基本目標を掲げ、その目標を達成するために11の基本方針を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会の実現にあたり、これまで法律・制度などの面で様々な取り組みが行われてきました。

以前に比べ、家庭や地域などあらゆる場において「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という性別による固定的な考え方は減少しているものの、男女間での無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、男女共同参画社会の形成を阻む要因となっています。

だれもが、年齢や出身、国籍、宗教、信条、性自認・性的指向などにかかわらず、多様な価値観を持つ人たちが共に暮らすことのできる平等な社会の実現のため、男女間での自覚・無自覚の差別意識の改善や、生涯にわたる教育を通じ、住民一人ひとりの多様な個性・能力・生き方を認めあえるまちづくりを目指します。

基本方針

- 1 男女平等・男女共同参画の意識づくり
- 2 生涯にわたる男女平等教育・学習の推進
- 3 国際的な協調と貢献

基本目標Ⅱ だれもが参画しやすい社会のしくみづくり

少子減少社会の本格化、人生100年時代の到来、今後の男女平等等の価値観の浸透を考えると、女性や高齢者の就業率は高まるものと予測され、だれもが働きやすく、心豊かな生活環境を整えることが求められており、ワーク・ライフ・バランスを押し進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大が契機となった、テレワークの急速な普及は、長時間労働の見直しや、柔軟で多様な働き方への変革として、働く場での女性の活躍や男性の家庭生活への活発な参画につなげることが重要です。

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くことができるよう、雇用・労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現、子育てや介護がしやすい仕組みづくりを推進します。

基本方針

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 ライフワークバランスの推進
- 3 男女がともに活躍できる地域社会の推進
- 4 性別に偏らない労働環境の整備

基本目標Ⅲ だれもが安心・安全に暮らせる環境づくり

男女の人権が尊重されることは、男女共同参画社会実現のための基本理念です。この理念は、まだまだ地域に浸透しているとは言えません。

貧困家庭、高齢者・障がいのある人たちを支援する仕組み、ドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）といった重大な人権侵害の防止、性別を考慮した健康づくりといった取組を推進することにより、互いを認めあい、子どもから高齢者まで生涯にわたり人権が尊重されるまちづくりを目指します。

また、生活を脅かす予期せぬ災害に備え、防災分野でも女性の参画を推進するとともに、被災・復興時における性差に配慮した防災・危機管理体制づくりを推進し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を図ります。

基本方針

- 1 男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備【笠松町 DV 防止対策基本計画】
- 2 人権が尊重される環境の整備
- 3 だれもが心身ともに健康でいられる環境の整備
- 4 だれもが安心・安全に暮らせる環境の整備

※ ドメスティック・バイオレンス

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫や恋人など、親密な関係間での身体的、精神的、性的暴力をいいます。言動の制限、強制、脅し、ののしり、無視、苦痛を与えることなども含まれています。また、高校生や大学生など若いカップル間で起こる暴力行為をデートDVといいます。

※ セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」の意味で、相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。男性に対する性的いやがらせも同じです。平成18年4月に施行された「改正男女雇用機会均等法」は、男女双方に対する性差別が禁止され、男性に対するセクハラ対策が強化されました。

3 プラン施策の体系

基本理念	基 本 目 標	基 本 方 針	施 策	具 体 的 な 施 策
男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり	Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 男女平等・男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進	①SNS・広報紙を活用した広報・啓発活動の推進 ②各種研修会や講座を活用した学習機会の提供 ③男女共同参画に関する調査・研究 ④町職員の男女共同参画推進の意識づくり
		2 生涯にわたる男女平等教育・学習の推進	(1) 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実 (2) 生涯学習における男女平等教育の推進 (3) 「道徳のまち笠松」の推進	①学校、教育関係等との連携による研修会・講演会の開催 ②学校等における人権意識に基づいた男女平等教育の推進 ③個性重視の進路指導の推進 ①各種研修会や講座を活用した学習機会の提供 ②青少年対策事業における男女平等の視点を踏まえた学習内容の充実 ①行動と心の育成
		3 国際的な協調と貢献	(1) 国際社会の一員としての男女共同参画の推進	①学校・地域における国際交流の推進 ②町内在住の外国人に対する情報提供の充実 ③地域における外国人との交流促進
	Ⅱ だれもが参画しやすい社会のしくみづくり 【笠松町女性活躍推進計画】	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定の場への女性の積極的登用の促進 (2) 女性の能力を発揮するための支援体制の充実	①委員会・審議会等への女性の登用促進 ②町女性職員の育成及び管理職等への登用促進 ③ワークショップ・パブリックコメントの推進 ①資格取得・技術取得に関する情報提供の充実 ②女性の能力発揮支援のためのセミナー・講習会の開催 ③職業能力開発に関する専門機関の情報提供の推進
		2 ライフ・ワーク・バランスの推進	(1) 家事・育児・介護等への男性の参画促進 (2) 子育て・介護支援体制の充実	①男性が積極的に家事・育児・介護に参画するための学習機会の提供 ②プレパマクラブ・乳幼児検診時等における育児・家事分担などの指導 ③育児・介護休業取得の推進 ①多様な保育サービスの充実 ②放課後児童クラブ等の充実 ③ひとり親家庭における相談体制の充実 ④子育て支援センターの充実 ⑤育児休業制度の周知 ⑥介護保険制度の理解と利用促進 ⑦介護予防・生活支援の充実
		3 男女がともに活躍できる地域社会の推進	(1) 地域活動等への男女の参画促進	①町内会など地域役員への女性参画の促進 ②地域おこし・まちづくりへの男女の参画促進
		4 性別に偏らない労働環境の整備	(1) 多様な働き方ができる雇用環境の整備 (2) 自営業等における女性の経営参画の促進	①育児・介護休業制度の周知 ②出産後の女性の就業継続や再就職に向けての啓発 ③男女均等な機会と平等な待遇に向けての啓発 ④労働環境・福利厚生の上上の啓発 ①自営業等における女性の経営参画意識向上の啓発 ②各種団体における役員への女性の参画促進
	Ⅲ だれもが安心・安全に暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備 【笠松町DV防止対策基本計画】	(1) 暴力を許さない社会意識の醸成 (2) 相談体制の充実 (3) 被害者支援の充実	①暴力を許さない社会的認識の醸成 ②DV防止法等の広報・啓発活動の推進 ③思春期からの予防啓発・教育の推進 ①相談体制の充実 ②職員の実務能力の向上
		2 人権が尊重される環境の整備	(1) あらゆる人権擁護のための意識啓発 (2) 相談体制の充実	①被害者支援の情報提供 ②庁内連携体制の強化 ③関係機関と連携した支援の充実 ④被害者保護の支援措置の推進
		3 だれもが心身ともに健康でいられる環境の整備	(1) 生涯を通じた健康管理への支援体制の充実	①町の広報・刊行物等における性別にとらわれない表現の推進 ②人権教育研修会の開催 ③セクハラ防止対策等の促進
		4 だれもが安心・安全に暮らせる環境の整備	(1) だれもが安心して暮らせる環境の整備 (2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	①相談体制の強化 ②職員の実務能力の向上 ①母子保健施策の充実 ②職場における母性保護と健康の確保の推進 ③各種健康診査、検診の受診充実の推進 ④交流センターなどを利用した健康づくり ①高齢者、障がい者の就労機会の拡大 ②バリアフリーのまちづくりの推進 ③高齢者、障がい者の人権擁護 ④困難を抱えた人が安心して暮らせる支援 ①防災分野への女性の参画促進 ②災害対応における男女共同参画に関する啓発 ③防災備蓄品等の充実

第3章 プランの内容

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

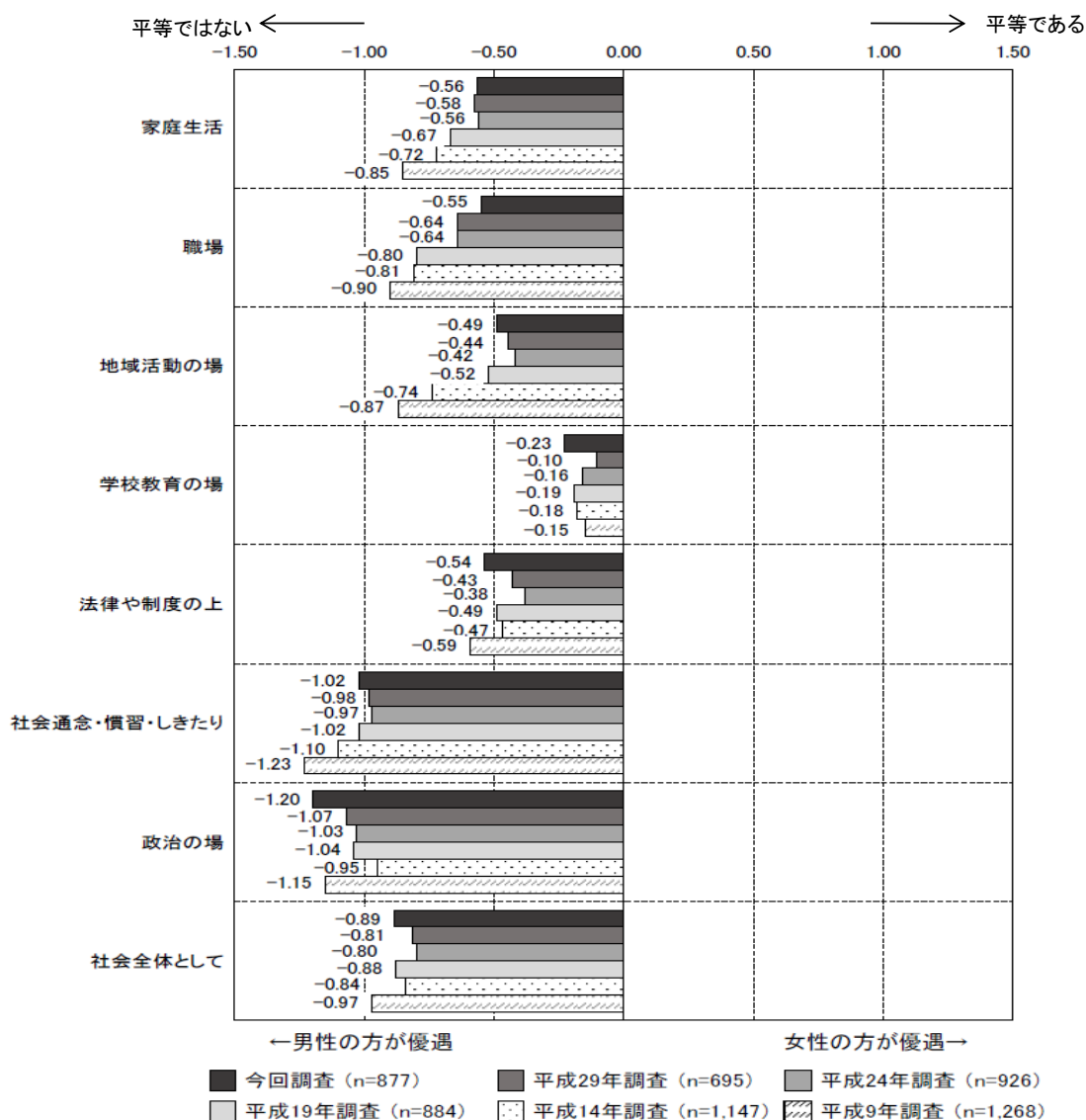
1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

<現状と課題>

県民意識調査によると、家庭生活から社会全体に関する8つの分野の多くで、男性優遇の意識が高く、「社会通年・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体として」において特に高くなっています。「学校教育の場」では他の分野と比べて平等意識が高いまま推移しています。

平成29年と今回の調査を比較すると、「家庭生活」、「職場」を除くと、いずれの分野も男性優遇の意識がやや高くなっており、引き続き男女の地位の平等感の解消に向け推進が必要です。

男女の地位の平等感(得点化・過去調査との比較)

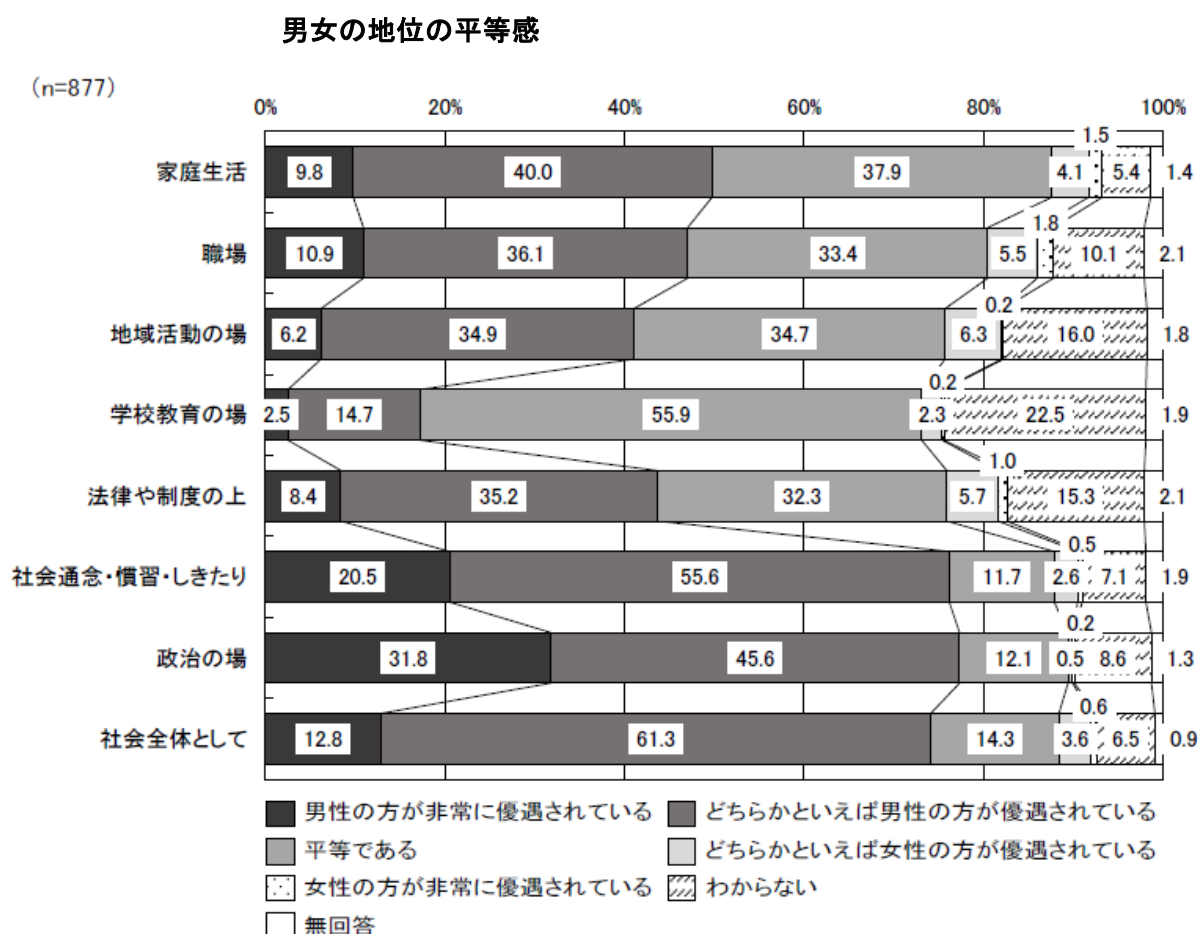


資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

男女の地位の平等感を項目別に見ると、「社会全体として」男性の方が優遇されている」と感じている人は74.1%と、依然多い状況にあります。また、「学校教育の場」では平等感が進んでいるのに比べ、「家庭生活」「職場」といった、比較的規模の小さい組織においては不平等感を感じる人が多いようです。

男女共同参画社会の形成には、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が平等に選択肢が与えられ、対等な立場でその個性と能力を十分に発揮し、ともに責任を果たしていくことが重要です。

日常の暮らしのなかで、無意識のうちに性別によって選択肢や役割が固定化されることをなくすためには、男女共同参画意識の創出と普及に向け、幅広く広報・啓発活動を展開していくことが不可欠です。



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和4年）」

広報紙等を活用した広報・啓発の取り組み状況

令和4年度	広報紙により男女共同参画週間、キャッチフレーズを周知し「男女共同参画社会」について考える機会を提供(6月) 男女共同意識の浸透、プランの推進のため広報紙に男女共同参画のすすめを掲載(4、8、1、2、3月) 男女共同参画に関するポスター、チラシ、リーフレット等を関係施設の窓口等に設置(随時) SNS・広報紙により、県や各団体が開催する研修、イベント等の周知(随時) SNS・広報紙により、男女ともに参加しやすい各種講座、教室等の開催を周知(随時)
-------	--

資料:総務部総務課ほか

(1) 男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① SNS・広報紙を活用した広報・啓発活動の推進 男女共同意識がまち全体に浸透するよう、継続的に広報紙やホームページなどでの周知を行います。	総 務 課 企 画 課
② 各種研修会や講座を活用した学習機会の提供 各種講座、教室等の場において、家庭内での男女のパートナーシップ※のあり方を考える機会を提供します。	教 育 文 化 課
③ 男女共同参画に関する調査・研究 計画の推進により、社会制度・慣習について、住民の意識・慣習がどう変化したかなどを調査・把握し、今後の計画策定に反映させます。	総 務 課 企 画 課
④ 町職員の男女共同参画推進の意識づくり 職員があらゆる状況において、男女平等の視点で施策の推進、提言ができるよう、一層の理解を深めるための機会を提供します。	総 務 課

※ パートナーシップ

立場の違う組織や個人が、対等な関係を結び、連携し協力することです。

2 生涯にわたる男女平等教育・学習の推進

<現状と課題>

人格の基礎が形成される乳幼児期、児童期、青少年期における教育は、生涯の人間形成において重要であり、教育関係者が児童・生徒に与える影響は大きいと考えられます。

そのため、誰もが一人ひとりの能力や個性・価値観に応じて自分らしい生き方ができるよう、保育士や教職員が男女平等教育に対してより理解を深め、教育活動を実践していくことが必要です。無意識的な男女共同参画の姿勢は、幼いころからの教育によって育まれるものです。

さらに、学校での教育にとどまらず、生涯にわたって男女共同参画の視点を取り入れた学習の機会を提供し、あらゆる年代の人々が個人の可能性を十分に発揮し、多様な生き方ができる社会をめざして意識啓発を図っていくことが求められます。

また、本町では、「道徳のまち笠松」として、笠松の風土・人を育む取り組みが行われ、住民一人ひとりが“笠松人のこころ”を意識し行動できることを進めています。

男女の性別を超えて、人権尊重の意識を根本に携えた人格形成ができてこそ、男女共同参画社会の実現といえるでしょう。

人権教育の状況

令和3年度	6月	人権作文の依頼(笠松中学校)
	8月	子どもの人権SOSミニレターの配付(各小中学校)
	4月～3月	人権よろず相談(毎月第2金曜日・福祉会館)
令和4年度	6月	人権作文の依頼(笠松中学校)
		子どもの人権SOSミニレターの配付(各小中学校)
	4月～3月	人権よろず相談(毎月第2金曜日・福祉会館)

※令和3・4年度は、コロナウイルス感染症感染拡大の影響により事業を縮小

資料:住民福祉部福祉子ども課

(1) 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 学校、教育関係等との連携による研修会・講演会の開催 学校、教育関係団体等と連携し、男女平等教育に関心を深めてもらう機会を提供します。	福祉子ども課 教育文化課
② 学校等における人権意識に基づいた男女平等教育の推進 人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性などについて指導の充実を図り、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を推進します。	福祉子ども課 教育文化課
③ 個性重視の進路指導の推進 性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの能力や適性を活かした進路指導を行います。	教育文化課

(2) 生涯学習における男女平等教育の推進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 各種研修会や講座を活用した学習機会の提供 各種講座、教室等の場において、家庭内での男女のパートナーシップのあり方を考える機会を提供します。	教育文化課
② 青少年対策事業における男女平等の視点を踏まえた学習内容の充実 青少年が各種体験事業の場で、個々の個性や能力を認めあい、集団生活における男女の共同意識を養うための学習機会を一層充実させます。	福祉子ども課 教育文化課

(3) 「道徳のまち笠松」の推進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 行動と心の育成 さまざまな活動において、常に「人と人のつながりをつくる」「地域社会のためにできることをやる」「互いに尊重し合う」意識を大切にして、男女が互いに共同して取り組む意識を高めます。	教育文化課 関係各課

3 国際的な協調と貢献

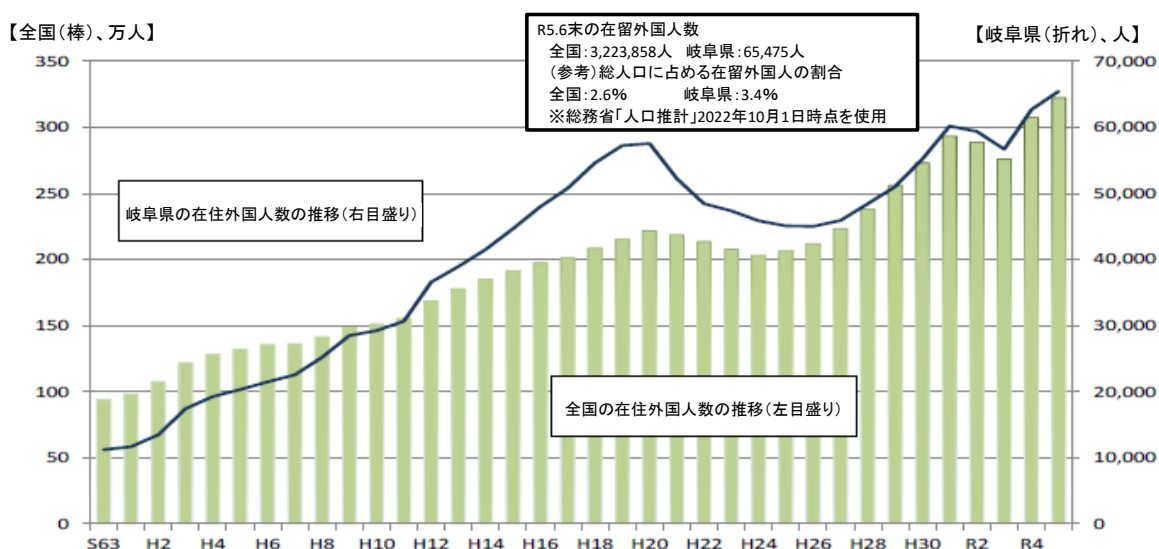
<現状と課題>

近年、本町においても町内在住の外国人が増加しており、国際化が進んでいます。さまざまな住民レベルの国際交流を通じて、他の国の女性問題や男女共同参画の推進について理解を深めるとともに、国際社会から見た日本の男女共同参画の推進状況について認識することが大切です。

また、町内で暮らす外国人においては、言葉や文化、習慣の違い等による問題を抱えている人も少なくありません。これらの人が暮らしやすい環境を整えるため、情報提供の充実などを図ることが必要です。

だれもが分け隔てなく安心して暮らせる対策、平等な社会を実現していくためには、異文化を理解し国際的な視野をだれもが持てるよう、国際社会の一員としての男女共同参画の推進が重要です。

県内の在留外国人数の状況



資料:在留外国人統計(法務省)

(1) 国際社会の一員としての男女共同参画の推進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 学校・地域における国際交流の推進 学校や地域において、異文化を理解し、ともに生きる多文化共生社会の形成を促進することにより、国際的な人権意識の向上につなげます。	企 画 課 教 育 文 化 課 関 係 各 課
② 町内在住の外国人に対する情報提供の充実 役場窓口などに必要な各種情報を多様な言語で的確に提供できるように努めます。	住 民 課 環 境 経 済 課 関 係 各 課
③ 地域における外国人との交流促進 在留外国人も地域社会の一員として、町内会など地域の活動への参加や交流を促進します。	総 務 課 関 係 各 課

Ⅱ だれもが参画しやすい社会のしくみづくり

【笠松町女性活躍推進計画】

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、ともに責任を担うことが必要です。

しかし、市内での女性管理職の割合は増加しているものの依然低いことや、審議会等の委員の女性登用率が、国の目標である2025年までに40%以上60%以下という数値に達していないことから、さらに女性が進出する余地がありそうです。

政策・方針決定の場に女性の視点を生かし、より幅広く多角的なまちづくりを行うため、またキャリアアップを望む女性がその能力を発揮する機会を提供するため、目に見える部分からの改革が必要です。

笠松町の行政委員会への女性の登用状況

令和5年4月1日現在

委員会等名	総数(人)	うち女性数(人)	女性の占める割合(%)
教育委員	2	1	50.0
選挙管理委員	4	0	0.0
監査委員	2	0	0.0
農業委員	14	1	7.1
固定資産評価委員	3	0	0.0
総数	25	2	8.0

資料：総務部総務課

笠松町の各種審議会等(法令・条例・規則等に基づくもの)への女性の登用状況

年 度	女性の占める割合(%)	年 度	女性の占める割合(%)
平成26年度	26.7	令和元年度	27.3
平成27年度	25.1	令和2年度	28.6
平成28年度	25.6	令和3年度	29.4
平成29年度	25.6	令和4年度	28.1
平成30年度	23.8	令和5年度	28.1

資料：総務部総務課

笠松町の管理職への女性の登用状況

年 度	女性の占める割合(%)	年 度	女性の占める割合(%)
平成26年度	20.7	令和元年度	12.5
平成27年度	22.2	令和2年度	12.5
平成28年度	20.0	令和3年度	16.0
平成29年度	13.0	令和4年度	13.0
平成30年度	12.5	令和5年度	25.0

資料：総務部総務課

(1) 政策・方針決定の場への女性の積極的登用の促進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 委員会・審議会等への女性の登用促進 各種委員会・審議会等への女性の登用目標数値を40%以上60%以下とし、関係部署への周知を図り、積極的に女性の登用を推進します。	総 務 課 関 係 各 課
② 町女性職員の育成及び管理職等への登用促進 職員の適性や能力を勘案し、女性職員を積極的に管理職等へ登用します。	総 務 課 関 係 各 課
③ ワークショップ・パブリックコメントの推進 ワークショップ※の開催、パブリックコメント※を推進し、施策立案過程での住民参画の機会を充実します。	総 務 課 関 係 各 課

※ ワークショップ

一方的な知識や技術の伝達ではなく、参加者自ら参加・体験し、グループの相互作用の中の何かを学びあったり造り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルをいいます。

※ パブリックコメント

行政など公的な機関が条例あるいは計画などの類のものを制定や策定しようとするときに、広く公（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きをいいます。

(2) 女性の能力を発揮するための支援体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 資格取得・技術取得に関する情報提供の充実 パンフレットの窓口設置・広報紙への掲載などにより資格取得・技術取得の情報提供を推進します。	総 務 課 企 画 課 環 境 経 済 課
② 女性の能力発揮支援のためのセミナー・講習会の開催 職場で能力を発揮したい、また起業をめざすなど、女性があらゆる分野で活躍するための学習機会を提供します。	総 務 課 環 境 経 済 課
③ 職業能力開発に関する専門機関の情報提供の推進 笠松町商工会、職業能力開発校、岐阜県人材チャレンジセンター、岐阜職業能力開発促進センターなど職業能力開発、相談業務を専門的に行っている機関を広報紙、ホームページなどにより情報提供します。	総 務 課 環 境 経 済 課

2 ライフ・ワーク・バランスの推進

<現状と課題>

「男は仕事、女は家事」という固定的役割分担意識は少しずつ薄れつつあり、男性の育児に対する評価が高まるなど、家庭においても男女が同等の役割と責任が期待される社会に変わりつつあります。県民意識調査においても、「子どもができて職業を続ける方がよい」と考える人の割合は全体で46.2%であり、年々、増加傾向にあります。

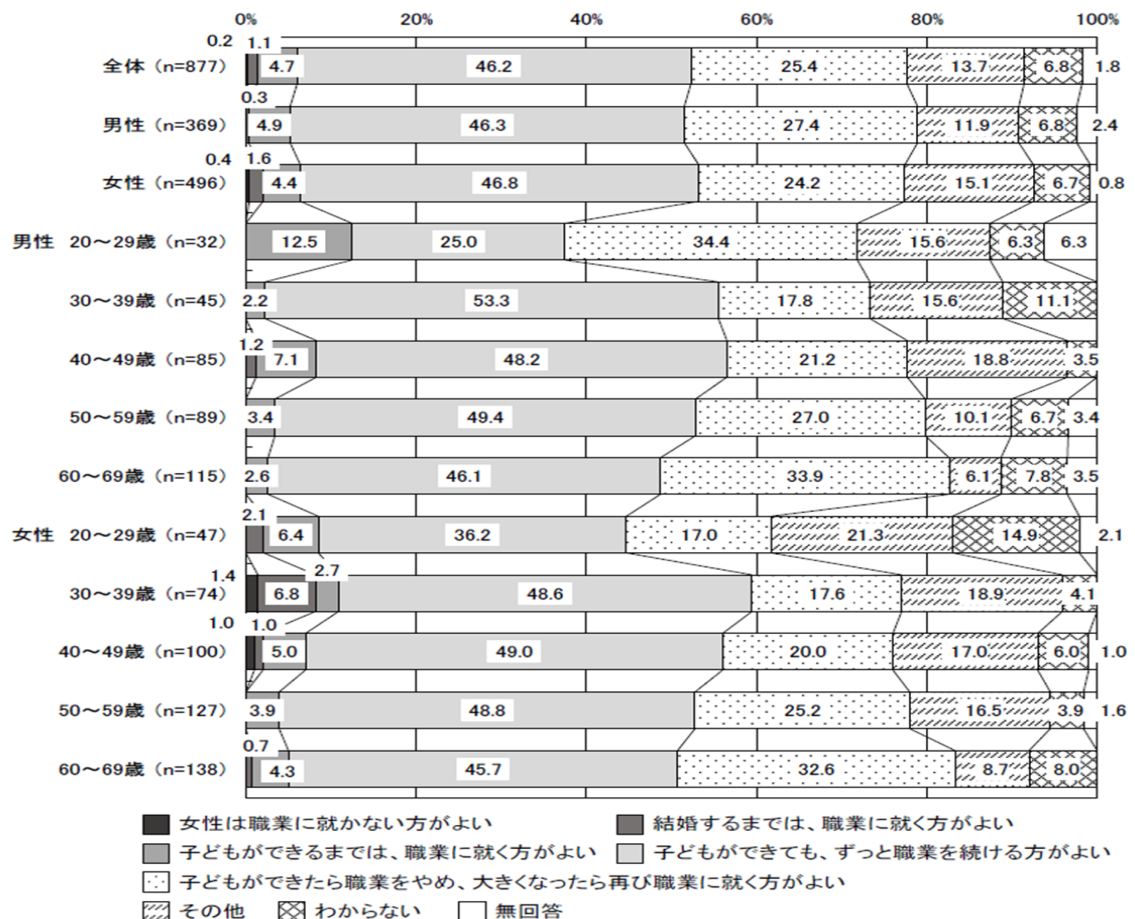
一方で、家庭での女性の負担はまだ大きく、家事・育児・介護に携わる時間について、男女の結果に大きな差があることから、現状では女性が主として行っていることが伺えます。

男女共同参画社会の形成は、男性にとってもより暮らしやすい社会を築くものであるとの理解を深めることが重要です。男女が共に協力し、責任を分かち合える社会をめざして、仕事と家庭を両立させるワーク・ライフ・バランスの取組みの強化等、男性も家庭生活に参画できる環境づくりが必要です。

また、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」と考える女性の割合が年代が下がるにつれ低くなっています。働く意欲のある女性が子育て、介護等により就業を中断することが依然として多い状況の中、男女ともに働き続け、その能力を十分に発揮できるような環境づくりは、暮らしやすい社会の実現につながります。働く意欲のある人が、いつでも再就職しやすい環境の整備を進めることも重要です。

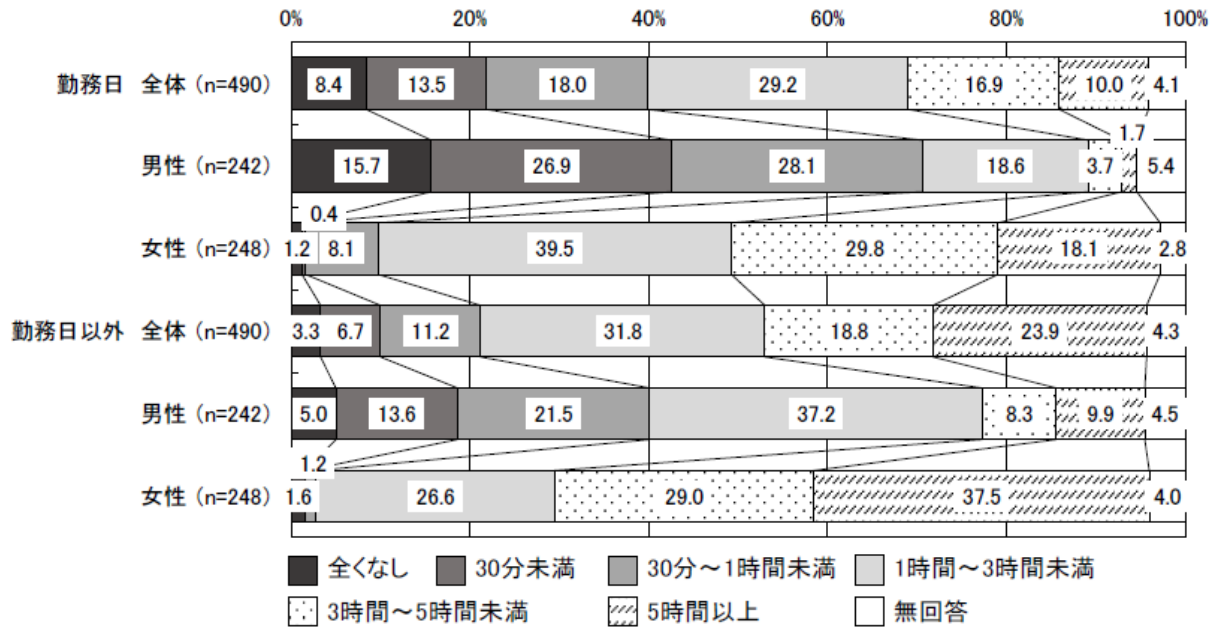
男女が協力して愛情あふれる家庭を築くために、家事・育児に関する知識やスキルを身につけるための学習機会の提供、子育て・介護支援体制の充実を図り、社会全体でのさらなる理解と支援を高める必要があります。

女性が職業に就くことについての考え方(性別・年齢別)



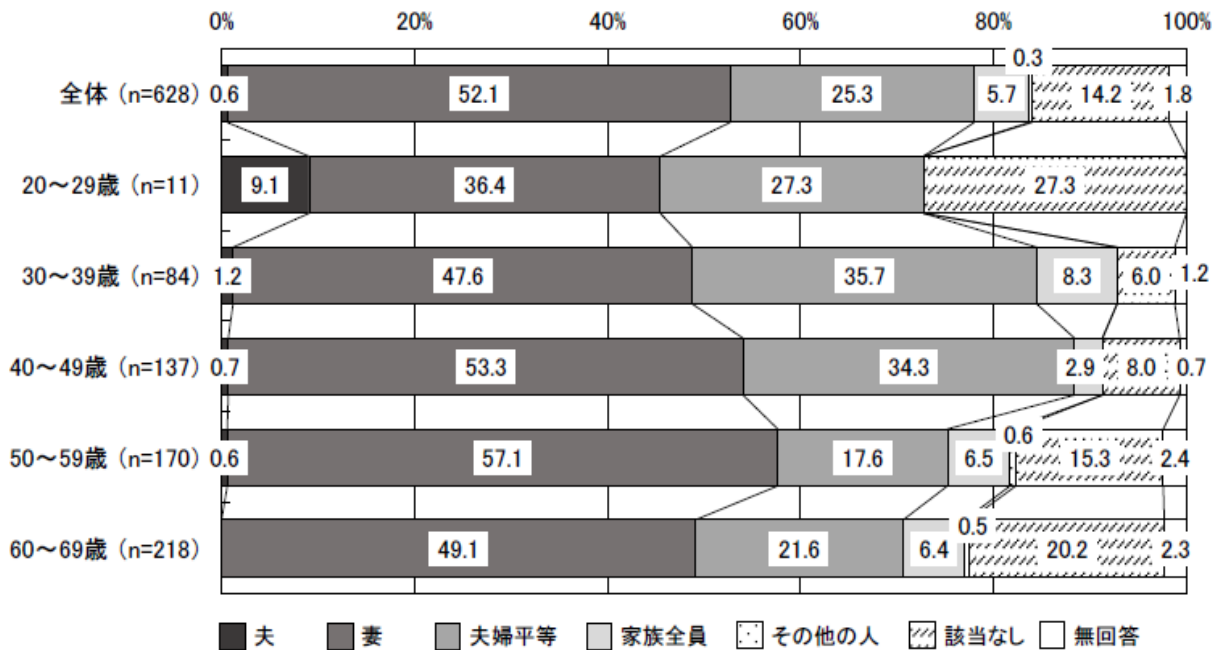
資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

家事・育児・介護に携わる時間



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

家事を主に担っている人



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査令和4年)」

(1) 家事・育児・介護等への男性の参画促進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 男性が積極的に家事・育児・介護に参画するための学習機会の提供 男性が家庭の一員としての役割を担い、家事、育児などに積極的に参画する意識を高めるための学習機会を提供します。	福祉子ども課 健康介護課 教育文化課
② プレパマクラブ・乳幼児検診時等における育児・家事分担などの指導 母子手帳の交付時に、父親向けに子育ての情報をまとめた父子手帳を交付し、妊婦健診や子どもの検診への夫婦一緒にの参加を呼び掛けるなど、乳幼児期の子育てが母親だけの負担にならないよう、男女の共同意識の必要性についての理解を促します。	健康介護課
③ 育児・介護休業取得の推進 男性の育児・介護休業取得に対する認識を深めていくため、住民・事業主に対し理解を促します。	総 務 課 環境経済課

(2) 子育て・介護支援体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 多様な保育サービスの充実 多様な就労形態に対応するため、延長保育、一時保育や病後時保育など、住民ニーズに合わせた対応を充実します。	福祉子ども課
② 放課後児童クラブ等の充実 家庭における子育ての重要性を保護者に認識していただくとともに、昼間保護者が就労などにより家庭にいない小学生に対し、授業終了後に学習の場を与えるため受入れ態勢を充実します。	福祉子ども課
③ ひとり親家庭における相談体制の充実 ひとり親家庭の生活や、子育て、自立に向けての相談体制を充実します。	福祉子ども課
④ 子育て支援センターの充実 子育て中の親に対する育児相談や子育てサークルの育成・支援、子育て世代の皆さんが交流する場の充実を図ります。	健康介護課
⑤ 育児休業制度の周知 育児休業制度に関する情報を提供し、制度の定着を促します。	総 務 課 環境経済課 福祉子ども課 健康介護課
⑥ 介護保険制度の理解と利用促進 住民に対し、介護が女性だけの負担にならず、家族や社会全体で支えていくものという理解を促すため、介護保険制度をパンフレットなどで周知します。	健康介護課 関係各課
⑦ 介護予防・生活支援の充実 介護を受ける人の人権を尊重し、介護予防に対する理解を深め、あわせて、生活支援の一層の充実を図ります。	健康介護課

3 男女がともに活躍できる地域社会の推進

<現状と課題>

身近にある地域社会を、活力あり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず、誰もが地域活動等に参画することが必要です。

地域活動等においては、代表者や役員などには男性が多く従事し、活動を支える細かな仕事に女性が多く携わる傾向がみられます。生活を豊かにし、お互いに支え合うための地域活動には、男女が同じ関わり方で積極的に参画していく必要があります。

地域おこし・まちづくりの身近で直接暮らしの改善につながる分野にも女性の感性が生かされることにより、多様な発想が生まれ活動の活性化につながり、新たな取り組みが期待できます。

地域活動における男女共同参画の状況

令和2年度	町の全ての計画の基本となる第6次総合計画策定にあたり、同計画審議会委員に女性7人を委嘱、計画に意見を反映 総合計画審議会委員の女性の占める割合 38.9%
令和4年度	町内会長の女性の占める割合 0% 各地域において自主防災訓練の参加者の半数以上が女性

資料：企画環境経済部企画課、総務部総務課

(1) 地域活動等への男女の参画促進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 町内会など地域役員への女性参画の促進 町内会など地域における活動において、重要事項の決定過程に男女がともに参画し、主要な役員に男女を問わず就任できるよう啓発を促進します。	総 務 課 関 係 各 課
② 地域おこし・まちづくりへの男女の参画促進 地域おこし・まちづくりにおける政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女それぞれの立場に立った意見の収集に努めます。	企 画 課

4 性別に偏らない労働環境の整備

<現状と課題>

「男女雇用機会均等法」※や「育児・介護休業法」※などの改正により雇用面では男女平等に関する様々な整備が行われ、働く女性は大きく増加しました。

育児休業取得率は増加しているものの、まだ育児休業制度の利用しづらい環境もあり、離職の選択をせまられることがあります。働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる社会の整備と出産・育児等のための育児休業の普及や離職した女性の再就職の支援が必要であるとともに、さらに核家族化が進む中、仕事と育児の両立ができる働きやすい職場環境は、男女に共通してますます必要となります。

また、人口減少社会においては、子育てや介護にかかる負担の大きいことや、個々のライフスタイルの変化、意識・価値観の変化に伴い、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークなど多様な働き方を選択できる職場環境の整備が男女に共通して求められています。

これらのことから労働の場において、一人ひとりの意欲や能力、環境や条件に応じて機会と待遇の格差が男女均等に確保されるよう、企業に対する啓発を図るとともに、住民に対し、学習機会を提供することが必要です。

自営業においては、女性の経営に対する参画が求められています。固定的な役割分担意識に基づく社会慣習などから、家族従業者として家庭と仕事双方において実質的に重要な役割を果たしていることに対する正当な評価がされているとは言えません。

このため、自営業に従事する女性に対しては、経営参画に必要な情報や知識を身につけるための学習機会の提供、男性とのパートナーシップの確立への取組みが必要です。

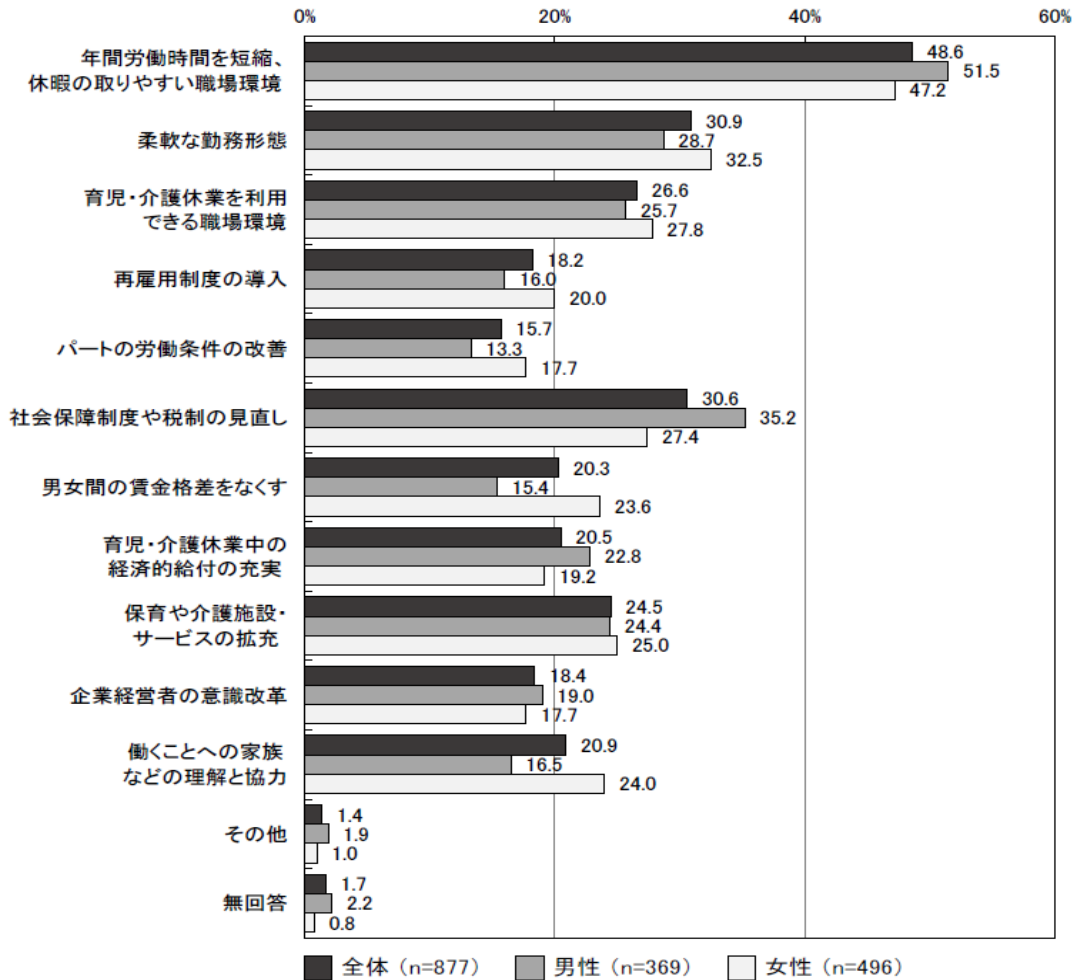
※ 男女雇用機会均等法

雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させる事を目的としたもの。現在は、女性だけでなく男性も同じように保護の対象となっています。

※ 育児・介護休業法

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的としたもの。

男女が共に仕事と家庭を両立するために必要な条件



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査令和4年」

育児休業取得率の推移

年 度	男 性 (%)	女 性 (%)
平成16年度	0.56	70.6
平成21年度	1.72	85.6
平成24年度	1.89	83.6
平成29年度	5.14	83.2
令和4年度	17.13	80.2

※育児休業取得率＝ 出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者の数

調査前年度1年間の出産者(配偶者出産者)の数

資料：令和4年度雇用均等基本調査(厚生労働省)

事業所における介護休業制度の規定状況

年 度	従業員30人以上の 事業所 (%)	従業員5人以上の 事業所 (%)
平成17年度	81.4	55.6
平成20年度	85.5	61.7
平成24年度	89.5	65.6
平成29年度	90.9	70.9
令和4年度	90.0	72.8

介護休業取得状況

年 度	男 性 (%)	女 性 (%)
平成17年度	0.02	0.08
平成20年度	0.03	0.11
平成24年度	0.02	0.12
平成29年度	0.08	0.15
令和4年度	0.04	0.10

※調査前年度1年間に介護休業を開始した者

資料：令和4年度雇用均等基本調査(厚生労働省)

働きやすい職場環境への取り組み状況

令和4年度	商工会をととして各事業所へチラシ、リーフレット等の配付により、男女共同参画に関する情報提供及び制度等の啓発(随時) SNS・広報紙により、県が開催する研修、イベント等の周知(随時) SNS・広報紙により、商工会が開催する創業・独立を目指している方、女性創業者、スキルアップを目指す方を対象とした研修の周知(5、10月)
-------	--

資料:企画環境経済部環境経済課、総務部総務課

(1) 多様な働き方ができる雇用環境の整備

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 育児・介護休業制度の周知 育児・介護休業制度に関する情報を提供し、制度の定着を促します。	総 務 課 環境経済課
② 出産後の女性の就業継続や再就職に向けての啓発 出産後の女性の再就職を支援する機関について周知を行うとともに、短時間勤務、フレックスタイム制など多様な働き方を選択できる環境の整備に向けて、事業所に啓発します。	環境経済課
③ 男女均等な機会と平等な待遇に向けての啓発 企業や団体などに対し、男女の仕事内容や配置、機会の均等や格差の是正に向けての啓発を推進します。	環境経済課
④ 労働環境・福利厚生への向上の啓発 働く女性のため、また、男性が家事などに共同参画できるよう、男女共同参画社会基本法など各種法令に基づいて、労働環境・福利厚生への向上を促すため、商工会など各団体と連携を取り、事業所に啓発します。	環境経済課

(2) 自営業等における女性の経営参画の促進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 自営業等における女性の経営参画意識向上の啓発 女性が経営や運営に参画することの重要性についての理解を深め、参画促進を図ります。	環境経済課
② 各種団体における役員への女性の参画促進 各種団体の意思決定機関に女性の対等な参画を促進します。	環境経済課

Ⅲ だれもが安心・安全に暮らせる環境づくり

1 男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備

【笠松町DV防止対策基本計画】

<現状と課題>

DVは、人権を侵害し、尊厳を侵す絶対に許されない行為であり、社会全体で取り組むべき問題です。

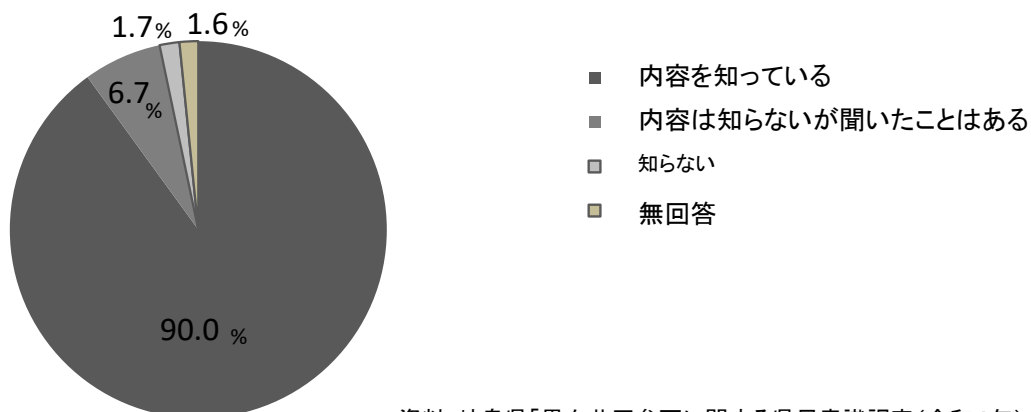
DVの多くは家庭内で起こることが多いため、周囲から気づかれにくく、問題の解決を難しくしています。

県民意識調査によると、「ドメスティック・バイオレンス」を知っていると回答した人の割合は90.0%と多く、県内相談機関へのDV被害相談件数も高い傾向にあります。

また、被害経験については減少傾向であるものの、暴力の種類ごとの調査では、女性は心理的暴行（16.5%）身体的暴行（12.4%）性的強要（8.3%）の順で多く、男性は心理的暴行（7.4%）身体的暴行（6.4%）経済的圧迫（1.8%）の順でした。

いずれも女性の方が被害経験者の割合が高くなっています。

ドメスティック・バイオレンスの認知度



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和4年）」

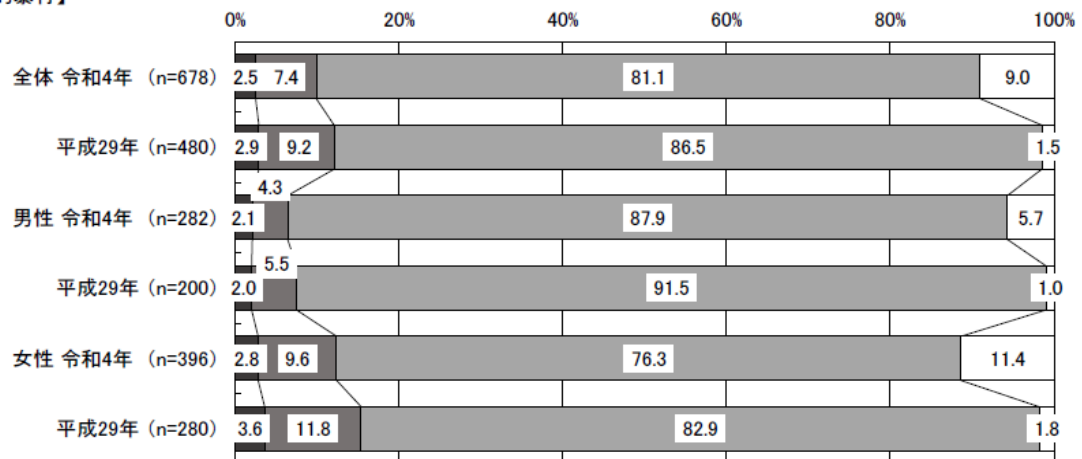
県内相談機関における相談件数及びその内DV被害相談が占める割合



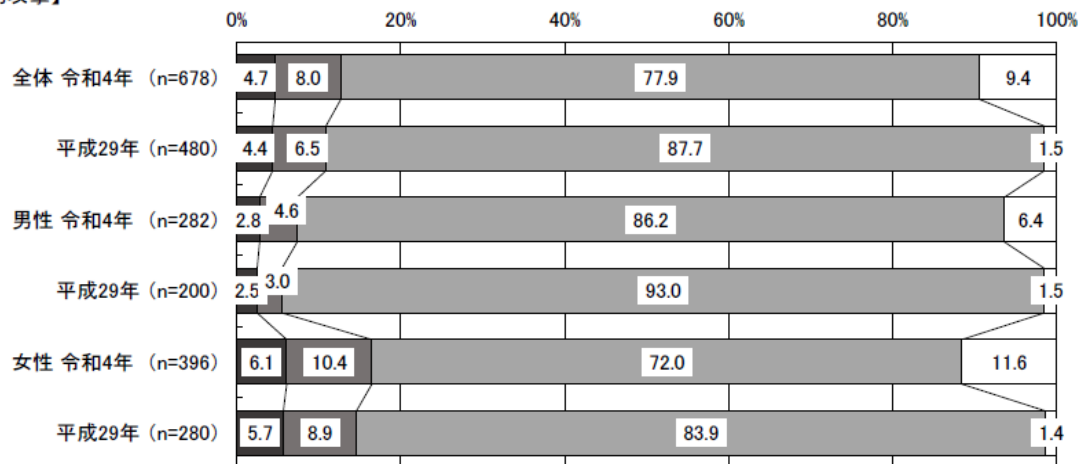
資料：岐阜県子ども家庭課

暴力を受けた経験(性別・種類別)

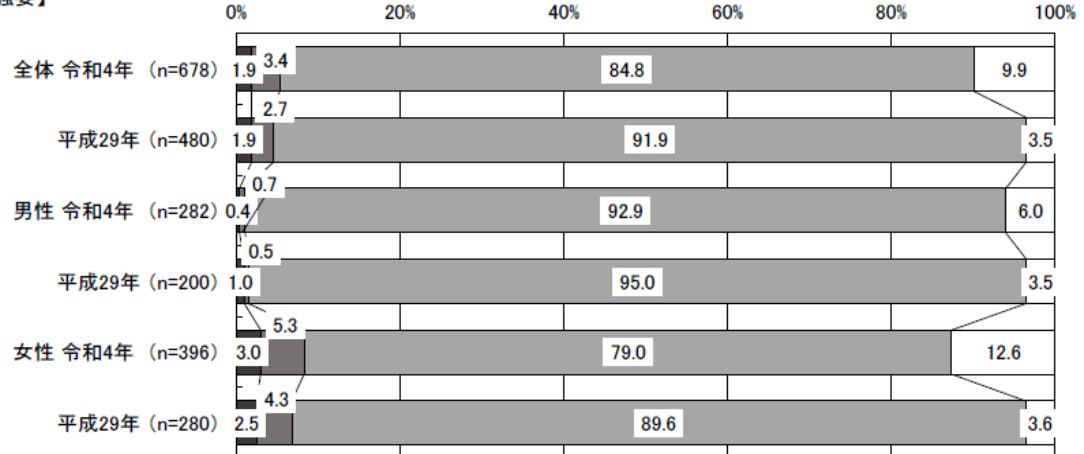
【身体的暴行】



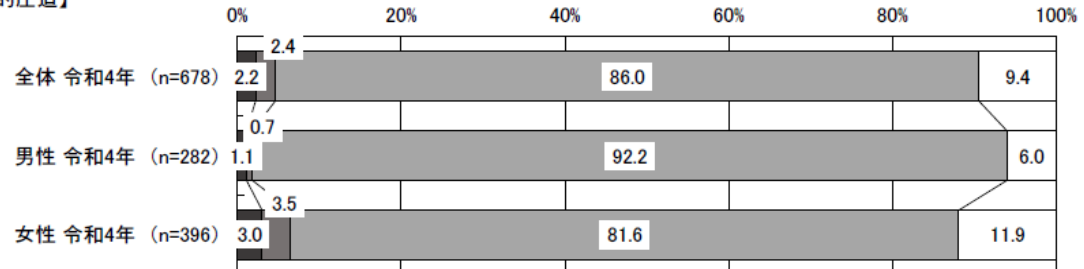
【心理的攻撃】



【性的強要】



【経済的圧迫】

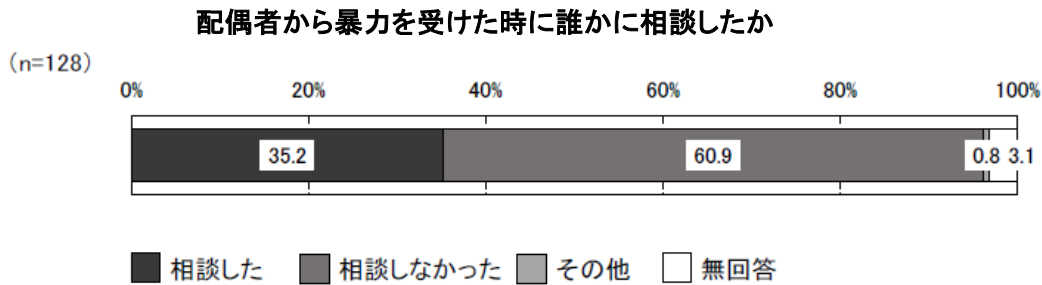


何度もあった 1,2度あった まったくない 無回答

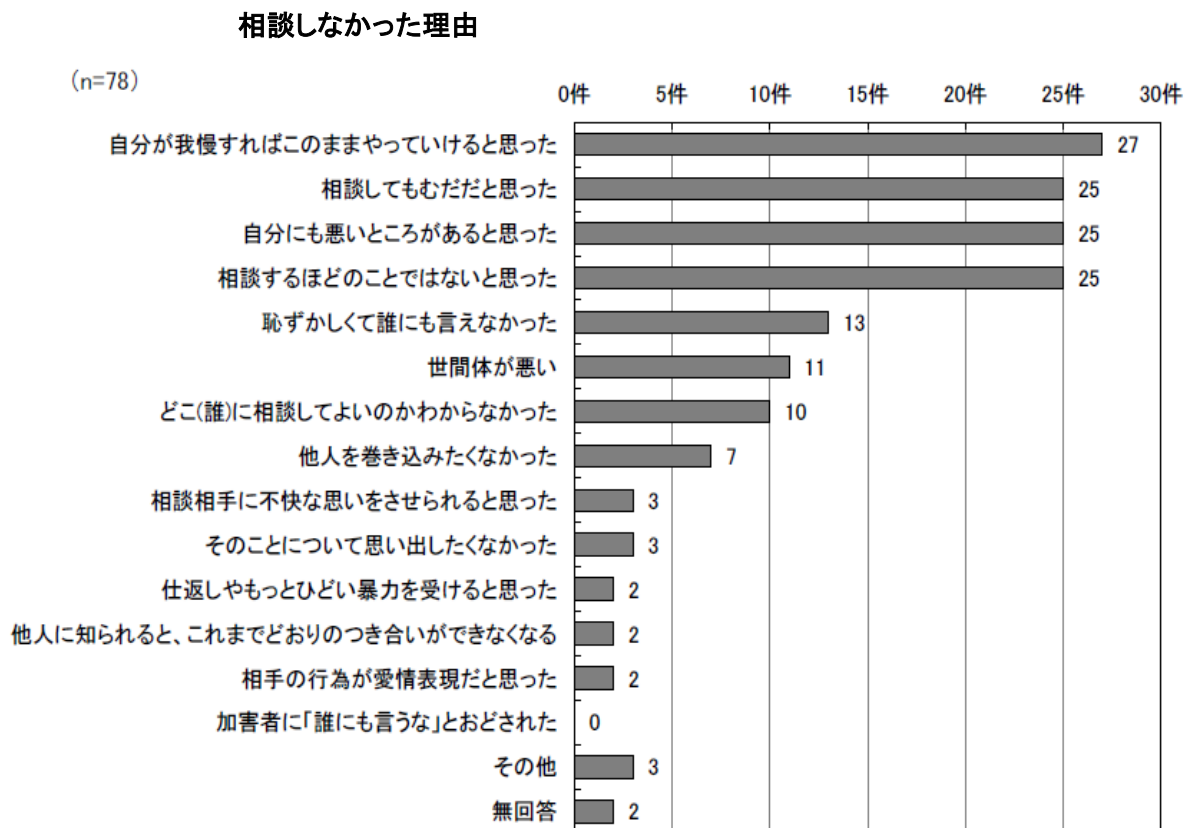
資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

過去5年間に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人のうち、「相談しなかった」人は、60.9%を占めており、「相談した」を大幅に上回っています。

その理由として、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「相談してもむだだと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談するほどのことではないと思った」と回答した人が多く、前回の平成29年調査と同じ傾向となっています。



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

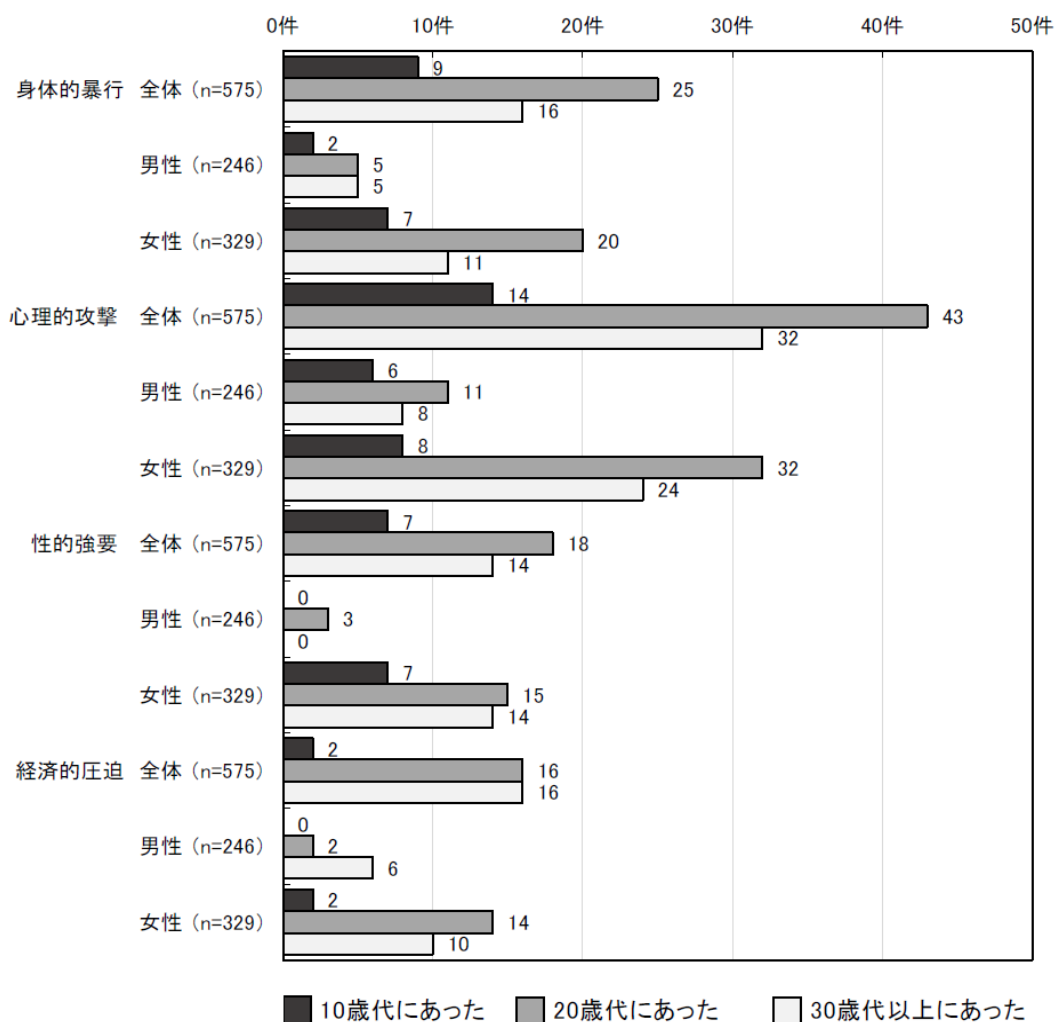
平成25年7月のDV防止法の改正で、配偶者以外の交際相手からの暴力も、生活の本拠を共にする等の条件により法の適用となることが認められました。

県民意識調査によると、交際相手からの暴力を受けた経験について、「20歳代にあった」とする女性の割合が多くなっています。

交際相手から暴力を受けたことがあったと回答した人のうち、「相談した」人は37.8%、「相談しなかった」人は56.3%であり、わずかではありますが、前回の平成29年調査よりも相談した人の割合が増加しました。

相談しなかった理由として、「相談してもむだだと思った」、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「どこ（誰）に相談してよいのかわからなかった」、「相談するほどのことではないと思った」といった回答の割合が多くなっており、配偶者間の暴力と同様の傾向となっています。

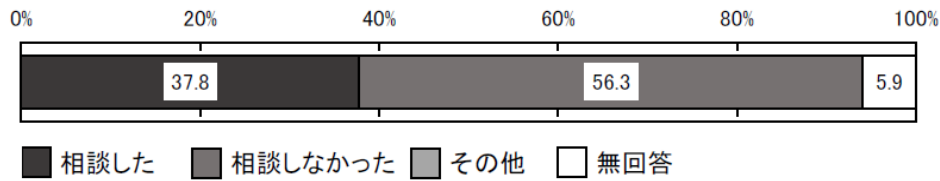
交際相手から暴力を受けた経験



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

交際相手から暴力を受けたときに誰かに相談したか

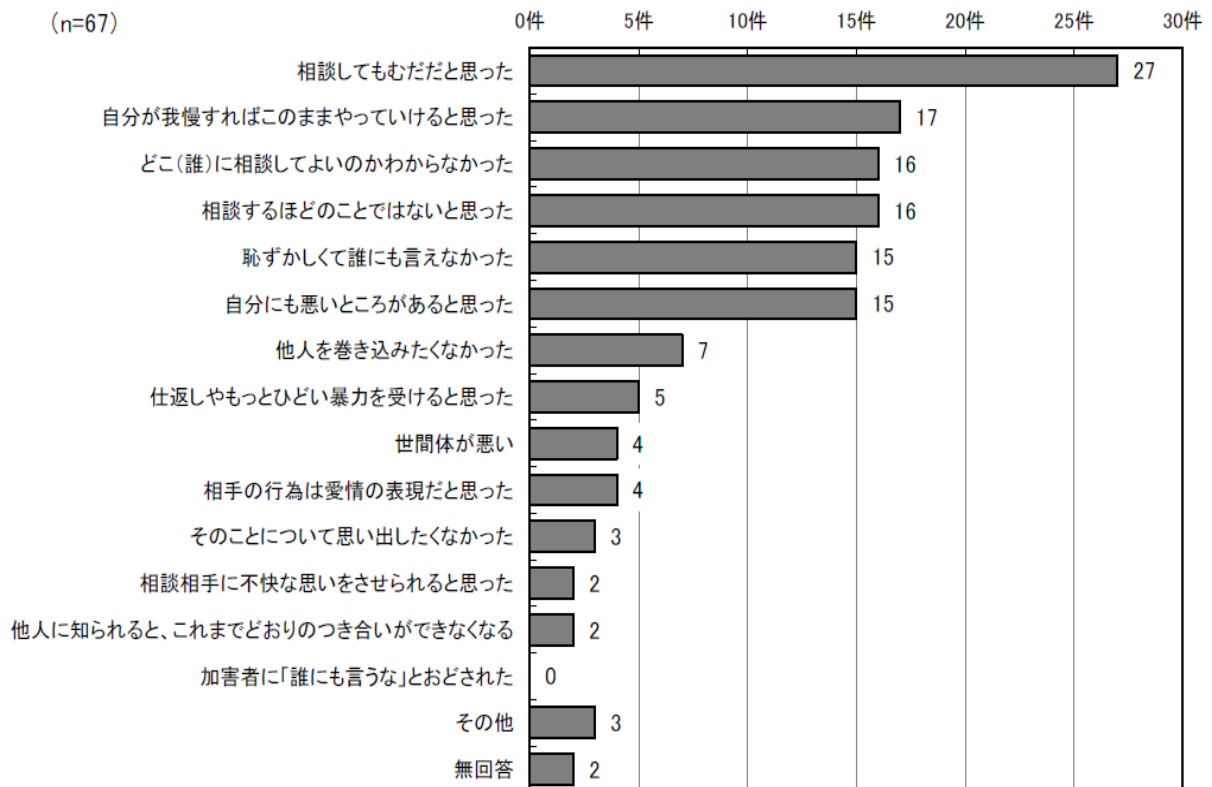
(n=119)



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和4年）」

交際相手から暴力を受けたときに相談しなかった理由

(n=67)



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成4年）」

あらゆる暴力を根絶するためには、思春期から予防啓発を推進し、暴力を未然に防ぎ、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、社会全体でDVは重大な人権侵害であるという認識を高める必要があります。

また、暴力について正しく認識するための意識啓発や情報提供を行い、自分が受けている行為がDVであるということに気づき、相談や自立に向けた行動を起こせるよう促すとともに、被害者が安心して相談できる体制づくり、保護・自立に向けての支援体制の充実を図り、その周知に努めます。

(1) 暴力を許さない社会意識の醸成

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 暴力を許さない社会的認識の醸成 暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景について、理解を深める講座等の開催や啓発を進めます。	福祉子ども課 健康介護課
② DV防止法等の広報・啓発活動の推進 DV防止に関する法制度や支援制度について、ホームページ、広報を活用するほか、リーフレットの配布等によりDVが正しく理解されるよう、情報提供や啓発を行います。	福祉子ども課
③ 思春期からの予防啓発・教育の推進 子ども・若年層に対して、学校における人権教育の充実やデートDV、リベンジボルノなど人権尊重と暴力を許さない意識の醸成を図ります。	福祉子ども課 教育文化課

(2) 相談体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 相談体制の充実 DVに対する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、被害者の立場に立った電話、面接による相談体制を充実・強化します。	福祉子ども課
② 職員の実務能力の向上 窓口での相談対応を迅速に行うため、研修を受講し、職員の実務能力の向上に努めます。	福祉子ども課

(3) 被害者支援の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 被害者支援の情報提供 被害者支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	福祉子ども課
② 庁内連携体制の強化 DVに関する相談・保護に対して、庁内連携体制を強化します。	総務課 福祉子ども課 健康介護課 教育文化課
③ 関係機関と連携した支援の充実 県（女性相談支援センター、子ども相談センター、岐阜地域福祉事務所）、医療機関、警察等関係機関と連携して、緊急一時保護、救援活動、生活援助、カウンセリングなどの支援を行います。	総務課 福祉子ども課 健康介護課
④ 被害者保護の支援措置の推進 DV被害者の個人情報保護のため、関係機関と連携し住民基本台帳事務における被害者保護の支援措置を行います。	総務課 住民課 福祉子ども課

2 人権が尊重される環境の整備

<現状と課題>

ハラスメントやストーカー行為、児童・高齢者・障がい者への虐待も重大な侵害です。

また、女性活躍推進法の一部改正（令和元年6月）に伴い、事業主がハラスメント防止措置をとることなどが、義務付けられるとともに、相談したことなどを理由とする不利益取扱の禁止など、セクハラ対策が強化されています。

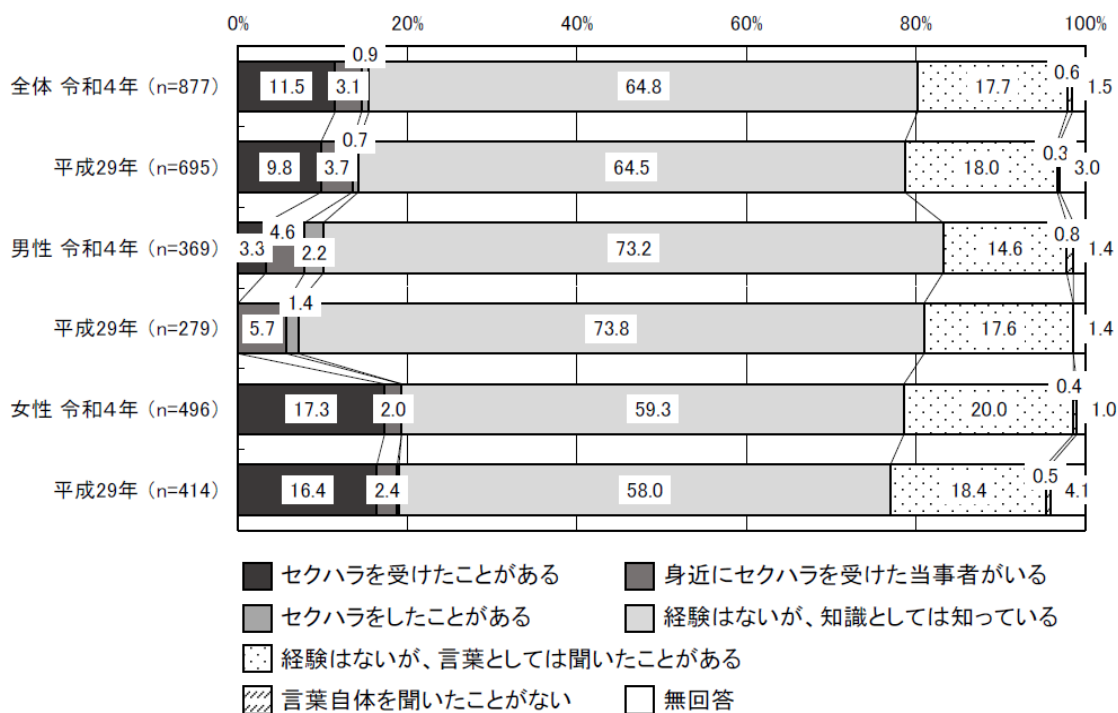
県民意識調査によると、「セクハラ（セクシャル・ハラスメント）を受けたことがある」は、男性が0%から3.3%へ、女性も依然として割合が増加しています。

セクハラは、男女を問わず対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害し、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為です。

ハラスメント等をなくすためには、一人ひとりが相手の立場や身体的な特性を理解した言動を心がけ、また、未然に防止するために、周囲からもそのような行為を見かけたらやめさせるようにするなど、職場での環境整備も必要となります。

あらゆる人権侵害を防止するため、意識啓発や情報提供を実施するとともに、安心して人権侵害に関する相談ができる体制の充実に努めます。

セクハラの経験



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和4年）」

人権擁護に関する意識啓発の取り組み状況

令和4年度	SNS・広報紙にて性差表現が掲載されないよう、広報委員・担当にて注意深くチェック(随時) 児童虐待等に対する意識の向上を図るため、要保護児童対策地域協議会が主体となり研修会を開催(2月) 高齢者虐待に対する認識を深めるため研修会へ参加(7、9月) 担当課の窓口においてリーフレット等の配付(随時)
-------	--

資料:総務部総務課ほか

(1) あらゆる人権擁護のための意識啓発

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 町の広報・刊行物等における性別にとらわれない表現の推進 広報、刊行物などを作成する際に、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現を見直します。	総 務 課 企 画 課
② 人権教育研修会の開催 職員・住民を対象に、暴力・児童虐待・高齢者虐待などあらゆる人権侵害を防止するための研修会などを開催します。	総 務 課 福祉子ども課 健康介護課
③ セクハラ防止対策等の促進 セクハラ、マタハラ、LGBT※などに対する認識を深め、防止するための啓発や情報提供、研修の実施に努めます。	総 務 課 福祉子ども課 環境経済課

(2) 相談体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 相談体制の強化 セクハラ、ストーカー行為※など人権侵害に関する相談体制を強化し、相談窓口を周知するとともに、個人情報の保護に努めます。	総 務 課 住 民 課 福祉子ども課
② 職員の実務能力の向上 窓口での相談対応を迅速に行うため、研修等を受講し、職員の実務の向上に努めます。	福祉子ども課

※マタハラ

マタニティハラスメント 妊娠、出産、育児休業等を理由に、不利益な取扱いを行うこと。

※LGBT

性的指向及び性自認に関して、いわゆるLGBTなどとよばれることがある。一般的に次のことを指す。

L:女性の同性愛者(Lesbian/レズビアン)

G:男性の同性愛者(Gay/ゲイ)

B:両性愛者(Bisexual/バイセクシャル)

T:こころの性とからだの性との不一致(Transfender/トランスジェンダー)

※ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等繰り返すこと。

3 だれもが心身ともに健康でいられる環境の整備

<現状と課題>

女性の身体には、妊娠、出産、授乳という機能が備わっていることや女性特有の更年期疾患を経験する可能性があることから、男性とは異なる健康上の問題があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」※の視点が重要です。一方、男性は、仕事中心の生活や長時間労働などによる過度のストレスを抱え、心身の不調など健康を害する人も少なくないなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

男女とも互いの身体的特質を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する理解を深めることができるような学習機会を提供し、思春期から高齢者までの生涯を通じた健康管理を男女の人権として位置づけていくことが重要です。

また、人生100年時代を見据え、更なる活躍や健康寿命の延伸を目指し、男女共同参画社会を実現するためにも、すべての人が性差や年代にかかわらず、心身及びその健康について正確な知識や情報を得て、ライフステージに応じた相談体制の充実や健康づくりへの支援が必要です。

主な健診・検診の受診状況

受診率(%)

年 度	フレッシュ健診	はつらつ健診	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診
令和元年度	5.1	18.2	7.3	12.2	10.6
令和2年度	4.8	-	6.2	10.8	10.7
令和3年度	5.0	11.1	7.0	11.0	10.4
令和4年度	4.6	13.8	5.8	10.3	9.9

資料:住民福祉部健康介護課

(1) 生涯を通じた健康管理への支援体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 母子保健施策の充実 母子の健康な生活を支援するため、健康診査、保健指導、相談などのサービスを充実します。	健 康 介 護 課
② 職場における母性保護と健康の確保の推進 妊産婦が安心して就労できるよう、事業所等に啓発します。	健 康 介 護 課
③ 各種健康診査、検診の受診充実の推進 受診者の拡大を図るために、受診しやすい体制づくりと受診の勧奨を強化します。	健 康 介 護 課
④ 交流センターなどを利用した健康づくり スポーツを通じて健康づくりができるよう、交流センターなどの生涯学習の場における健康づくりの充実を図ります。	健 康 介 護 課 教 育 文 化 課

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であることと、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決め、守ることができる権利の総称です。

4 だれもが安心・安全に暮らせる環境の整備

<現状と課題>

単身世帯やひとり親世帯の増加等による家族形態の多様化、雇用・就業構造の変化等の中で、貧困など生活上の困難を抱える人や就業等の機会を得ることができない人など、様々な困難を抱える人が増加しています。また、ひとり暮らしの高齢者が増える中、地域にうまく馴染めず孤独感を感じていたり、家庭において介護を受けることができず生活・福祉面などで、課題を抱える高齢者が多くなっています。

だれもが地域に積極的に関わることができるよう、高齢者同士のふれあいの場を提供したり、就労や学習機会、さらに世代間の交流などに参加できる機会に加え、生活上の困難に直面する人が安心して暮らすことができるよう相談体制の充実や自立に向けた支援が必要です。

そして、近年では、全国的に大規模災害が多発しています。また、地球温暖化がもたらす異常気象が激甚化・頻発化しており、水害・土砂災害等の気象災害のリスクも増大しています。

災害発生時には、とくに女性や子どもなど、弱い立場にある人が困難な状況におかれやすいと言われており、避難所等での性被害・性暴力の発生や、避難所生活での固定的な性別役割分担が女性の負担を大きくすることも懸念されます。被災者一人ひとりが直面する問題は異なり、多様な人々の「違い」に配慮した災害対応が被害を軽減し、早い復興につながる可能性があります。

そのため、防災分野への女性の参画を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った災害対応の必要性に関する理解を促進する必要があります。

ふれあい喫茶参加者数

年 度	笠松(人)	松枝(人)	下羽栗(人)
平 成 30 年 度	202	350	205
令 和 元 年 度	163	284	163
令 和 2 年 度	43	52	26
令 和 3 年 度	38	85	59
令 和 4 年 度	88	104	86

○ふれあい喫茶 65歳以上の人が集まるふれあいの場

資料:住民福祉部健康介護課

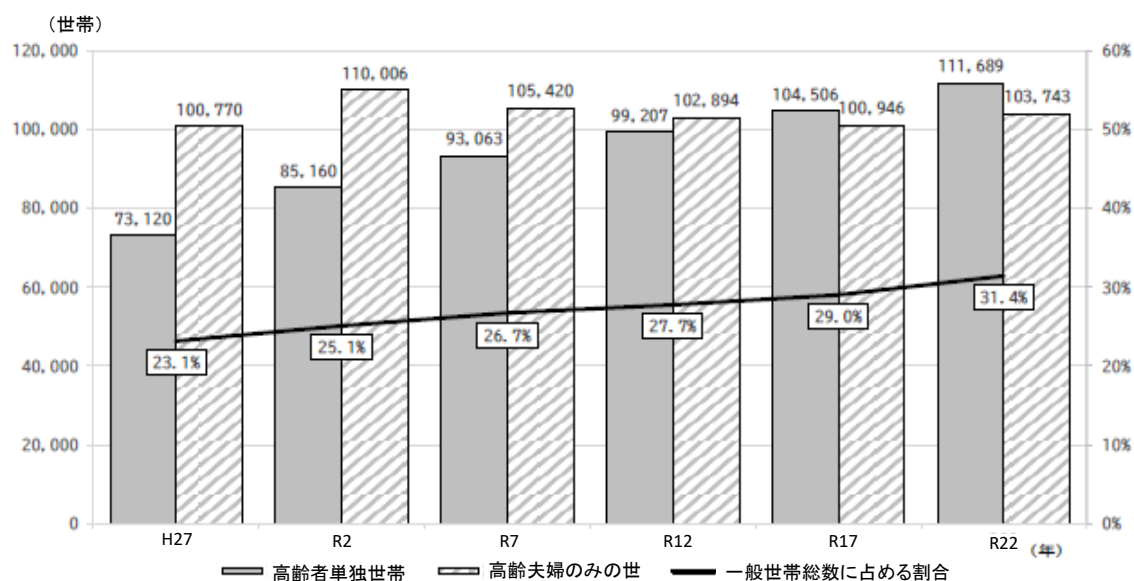
笠松町シルバー人材センター就業状況

年 度	会員数(各年度末) (人)	
	男	女
平成30年度	67	51
令和元年度	56	46
令和2年度	49	33
令和3年度	49	32
令和4年度	39	20

○シルバー人材センター おおむね60歳以上の人の就労の場

資料:笠松町シルバー人材センター

高齢者単独世帯及び高齢者夫婦のみの世帯数の推計(岐阜県)

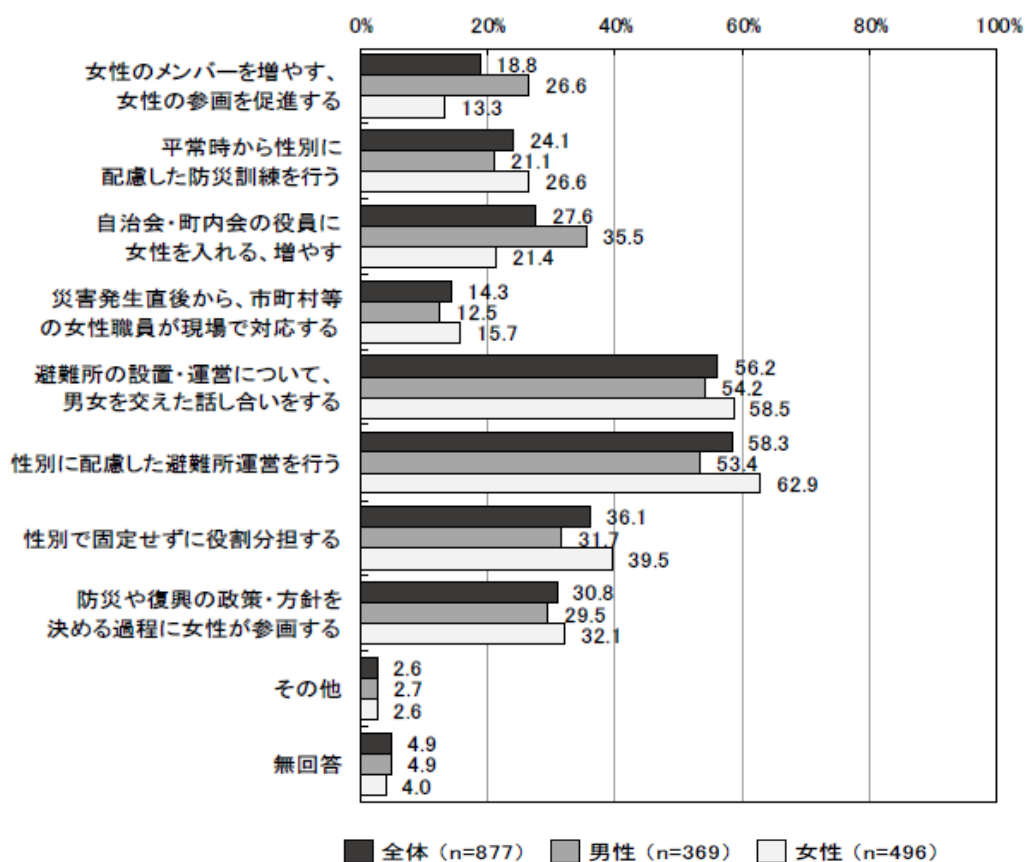


資料: H27、R2は国勢調査

日本の世帯数の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)

※高齢夫婦のみ世帯数は世帯主が65歳以上である世帯を計上

性別に配慮した防災・災害対策・復興対策のために必要なこと



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査令和4年」

(1) だれもが安心して暮らせる環境の整備

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 高齢者、障がい者の就労機会の拡大 高齢者、障がい者の雇用促進に向けて、事業主への働きかけ、シルバー人材センターの活動支援に努めます。	福祉子ども課 健康介護課 環境経済課 関係各課
② バリアフリーのまちづくりの推進 高齢者、障がい者が暮らしやすく、利用しやすい公共施設、道路などの整備とともに居住空間のバリアフリー化への支援の充実に努めます。	福祉子ども課 健康介護課 建設課 関係各課
③ 高齢者、障がい者の人権擁護 認知症患者や知的障がい者などが安心して暮らすことができるための成年後見制度や権利擁護などの周知を行うとともに、高齢者虐待などの人権侵害の防止に努めます。	総務課 福祉子ども課 健康介護課 関係各課
④ 困難を抱えた人が安心して暮らせる支援 男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱えた人が安心して暮らせるよう包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、各種サービスの充実と情報提供を推進します。	福祉子ども課 健康介護課 関係各課

(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 防災分野への女性の参画促進 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進め、性別による固定的な役割分担を見直すとともに、女性の視点を取り入れた防災活動を促進します。	総務課
② 災害対応における男女共同参画に関する啓発 すべての人の人権への配慮の必要性など、災害対応における男女共同参画、ジェンダー平等※の視点について啓発や情報提供を行います。	総務課
③ 防災備蓄品等の充実 男女だけでなく、高齢者、障がい者等も含めた様々なニーズや意見を取り入れ、男女共同参画の視点に立った設備や備蓄品の充実を図ります。	総務課

※ ジェンダー平等

ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができます。

第4章 プランの推進について

1 推進体制

このプランに基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、町における推進体制を充実し、各種施策の適切な進行管理を行うとともに、住民及び関係団体との連携を一層強化する必要があります。

(1) 行政における推進体制と進行管理

関係各課等が連携を図りながら、男女共同参画の現状と問題点の把握並びに調査研究を行い、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図ります。

(2) 住民、県及び関係機関等との連携

この計画を効果的に推進するため、住民、県、関係機関との連携、協力体制の充実を図ります。

2 プラン推進のための「家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ」

プランを効果的に推進するためには、行政の取り組みだけではなく家庭や地域・職場における取り組みが非常に大切となります。「家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ」を次のとおり定め、それぞれの努力目標とします。

家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ

★家庭では

- 男女がともに家事・育児・介護を分担します
- 性別にこだわらないで子どもの個性を伸ばします
- 男女がともに身体や健康を守る権利を大切にします
- 夫婦間でお互いの人権を尊重して暴力をなくします
- 自営業等における男女のパートナーシップを確立します
- 家庭で男女共同参画について話し合います

★地域では

- 地域団体の役割分担を男性中心型から男女共同参画型に改めます
- 地域の中に根強くある男性中心の慣習、しきたりを見直します
- 地域の中で、みんなで子育てを支援します
- 地域で高齢者、一人親家庭を支えます
- 地域における男女共同参画を話し合います

★職場では

- 雇用における男女平等を進めます
- 男女がともに能力を十分発揮できるよう積極的に改善措置を行います
- 男女がともに育児、介護休業の取得を進めます
- ハラスメントのない職場づくりを進めます
- ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう多様な就労条件の整備を進めます

～付属資料～

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同11年12月22日同第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることがその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方共同団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告書)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をかつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画基本計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画基本計画又は市町村男女共同参画基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する施策に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成の促進に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認められるときは、内閣総理大臣及び関係大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提供の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に資料の提供、意見の開陳、説明その他必要があると認めるときは、前項に規定するもの以外の者に対しても、必要な協力を依頼もすることができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和4年6月14日法律第68号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基
本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍
の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明
らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における
活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における
活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢
化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あ
る社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場
における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性
と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育
児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその
他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、
男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活にお
ける活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を
行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的
な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両
立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進につい

ての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

（2） 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

（3） 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

（4） 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍

の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」とい

う。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定

する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して

秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年 4 月 13 日法律第31号

最終改正 令和 5 年 6 月 14 日法律第53号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要

な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥(しゅう)心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があるこ

とから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（1） 申立人の住所又は居所の所在地

（2） 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

（1） 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

（2） 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

（3） 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

（4） 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

（5） 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが

2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令

の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次

項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4

号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の1に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第4条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成16年6月2日法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する

法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年7月11日法律第113号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第3条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成25年7月3日法律第72号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和5年5月19日法律第30号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第七条の規定 公布の日

2 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第3条 新法第14条の2から第14条の3までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。」を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第5条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第6条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和5年6月14日法律第53号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 〔前略〕第388条の規定 公布の日
- 2 〔前略〕第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日
- 3 〔略〕

4 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和 5 年 6 月 23 日法律第 68 号

(目的)

第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵(かん)養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性

に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

- 第7条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

- 第8条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

- 第9条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第10条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第11条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第12条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第2条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第3条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

第4次笠松町男女共同参画プラン

令和6年3月

〔発行・編集〕 笠松町役場 総務部総務課

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

TEL 058(388)1111 FAX 058(387)5816